



# 五管区水路通報第6号

## 54項-65項

令和5年2月10日

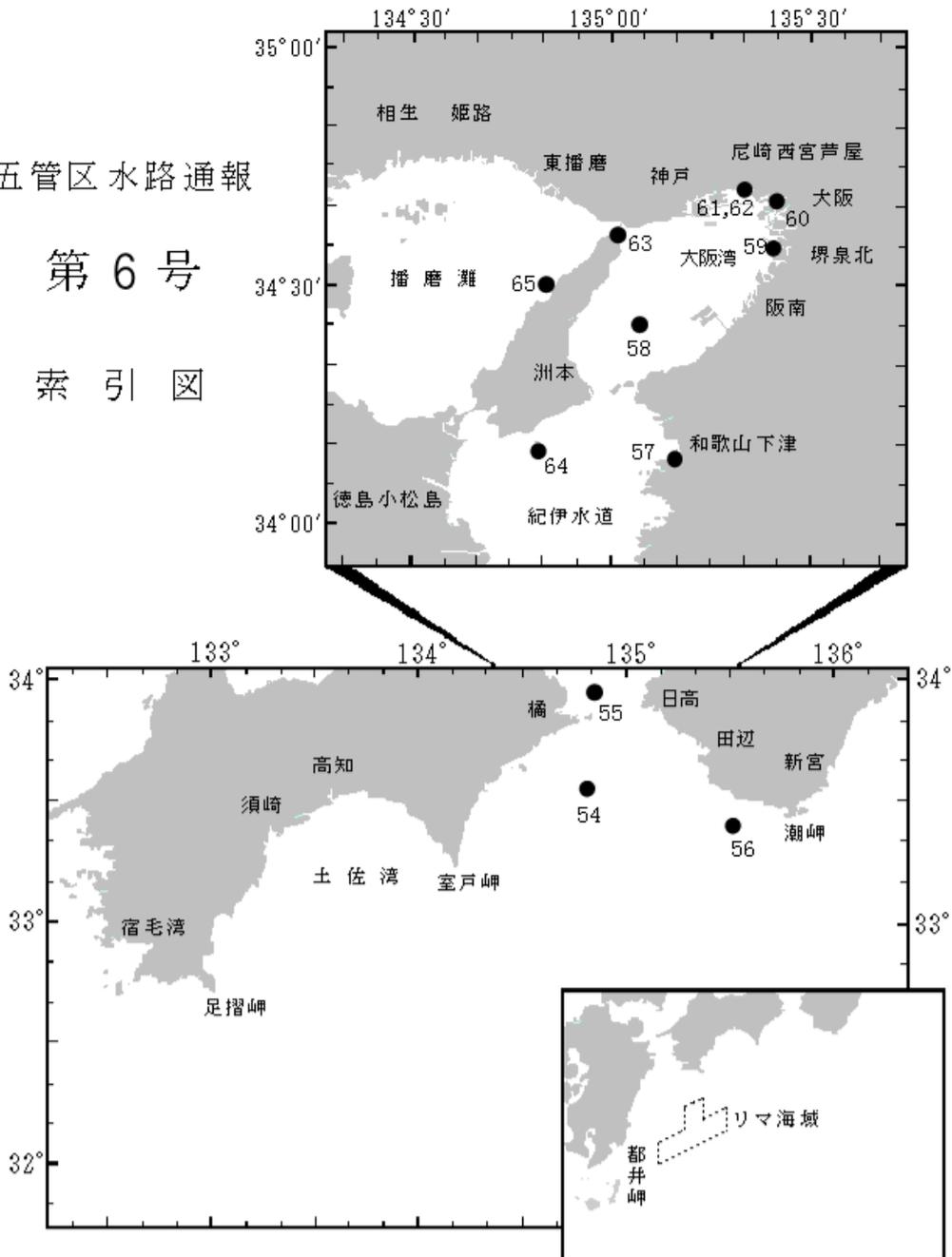
※本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

第 54 項	紀伊水道南方		照明弾発射訓練
第 55 項	紀伊水道		照明弾発射訓練
第 56 項	本州南岸	潮岬西方	A I S 信号所欠射
第 57 項	和歌山下津港	海南区、第 1 区	護岸築造工事
第 58 項	大阪湾		船舶通航信号所一時業務休止
第 59 項	阪神港	堺泉北区、第 3 区	棧橋撤去
第 60 項	阪神港	大阪区、第 6 区	干出存在
第 61 項	阪神港	尼崎西宮芦屋区、第 2 区	消波ブロック設置
第 62 項	阪神港	尼崎西宮芦屋区、第 2 区	護岸築造工事
第 63 項	明石海峡付近		無線方位信号所等欠射
第 64 項	淡路島	沼島付近	魚礁設置作業
第 65 項	淡路島	室津港付近	魚礁設置作業
お知らせ	和歌山県潮岬の沿岸域に推薦航路を設置します		

五管区水路通報

第6号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1

第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

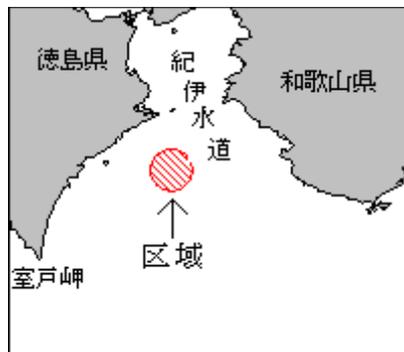
TEL:078-391-6651(内線2515、2516) FAX:078-332-6307(自動受信)

<p><a href="#">五管区水路通報</a> バックナンバー</p>	<p><a href="#">水路通報等の解説</a></p>	<p><a href="#">水路測量実施区域</a></p>
		
<p><a href="#">小型船舶実技講習</a> <a href="#">ヨット等レース区域</a> (年間を通して実施)</p>	<p><a href="#">定置漁具の敷設情報</a></p>	<p><a href="#">海上保安庁による訓練実施海域</a> (年間を通して実施)</p>
		

## ★5年54項 紀伊水道南方 照明弾発射訓練

紀伊水道南方において、巡視艇による照明弾発射訓練が実施される。

期 間 令和5年2月15日 1000~1300  
区 域 33-36.9N 134-48.6E を中心とする半径5海里の円内区域  
海 図 W77(JP共)  
出 所 神戸海上保安部



## ★5年55項 紀伊水道 照明弾発射訓練

蒲生田岬北東方において、巡視船による照明弾発射訓練が実施される。

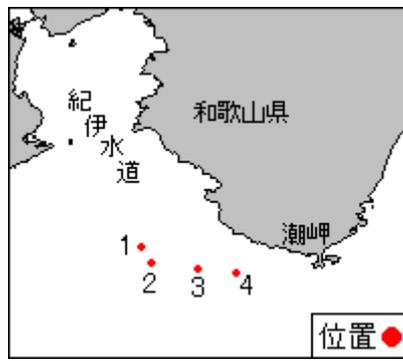
期 間 令和5年2月15日(予備日2月16日) 0930~1010  
区 域 33-57.0N 134-50.0E を中心とする半径100mの円内区域  
海 図 W150C(JP共)  
出 所 徳島海上保安部



## ★5年56項 本州南岸 潮岬西方 AIS信号所欠射

潮岬西方において、下記 AIS 信号所は機器の交換作業に伴い、欠射される。

期 間 令和5年2月12日(予備日2月13日~3月31日) 日出~日没のうち1基あたり約30分間  
名 称 (1) 瀬戸崎南西方浮魚礁施設 AIS 信号所 (灯台表第1巻9630.6)(33-30.3N 135-05.3E)  
(2) 見草崎南西方浮魚礁施設 AIS 信号所 (灯台表第1巻9630.5)(33-27.5N 135-07.7E)  
(3) 市江崎南西方浮魚礁施設 AIS 信号所 (灯台表第1巻9630.4)(33-26.3N 135-18.3E)  
(4) 和深崎南西方浮魚礁施設 AIS 信号所 (灯台表第1巻9630.3)(33-25.5N 135-27.3E)  
海 図 W77(JP共)-W100A-W93(JP共)-W61B  
出 所 田辺海上保安部、五本部交通部



## ★5年57項 和歌山下津港 — 海南区、第1区 護岸築造工事

藤白北方において、潜水士・起重機船等による護岸築造工事が実施されている。

期 間 令和5年12月31日まで 日出～日没

区 域 34-09-04N 135-12-31E 付近

備 考 国際信号旗「A」旗を掲揚

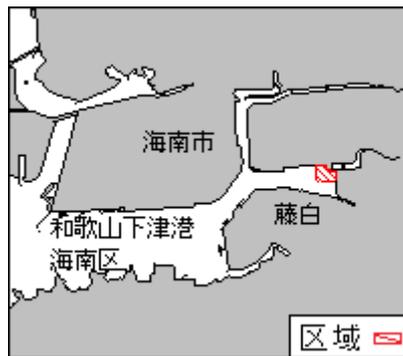
汚濁防止膜を設置

警戒船を配備

区域を示す灯付浮標を設置

海 図 W1145

出 所 和歌山下津港長



## ★5年58項 大阪湾 — 船舶通航信号所一時業務休止

機器調整及び改修に伴い、下記の航路標識において大阪北港及び地蔵崎送受信所を使用するAISによる情報提供業務が一時休止される。

一時休止する航路標識名 (1) 大阪船舶通航信号所 (灯台表第1巻 8108) (34-39.2N 135-25.8E)  
(2) 神戸船舶通航信号所 (灯台表第1巻 8109) (34-41.2N 135-11.5E)  
(3) 江崎船舶通航信号所 (灯台表第1巻 8404) (34-35.9N 134-59.5E)  
(4) 江崎 AIS 信号所

期 間 令和5年2月23日 1000～1500のうち30分間

出 所 五本部交通部

## ★5年59項 阪神港 — 堺泉北区、第3区 棧橋撤去

西泊地において棧橋が撤去された。

区 域 下記2地点付近

(1) 34-34-33N 135-25-12E

(2) 34-34-15N 135-25-16E

海図 W1146 (JP共)  
出所 阪神港長



★5年60項 阪神港 — 大阪区、第6区 干出存在

淀川河口付近において、干出（砂）が存在する。

区域 下記4地点を結ぶ線及び干出浜により囲まれる区域

- (1) 34-40-42.2N 135-25-02.9E
- (2) 34-40-46.8N 135-25-17.0E
- (3) 34-40-48.4N 135-25-19.7E
- (4) 34-40-51.6N 135-25-30.3E

海図 W1107 (JP共)  
出所 五本部海洋情報部



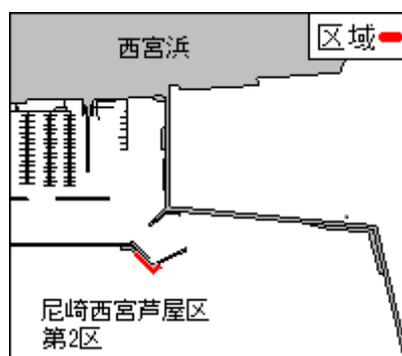
★5年61項 阪神港 — 尼崎西宮芦屋区、第2区 消波ブロック設置

新西宮ヨットハーバー付近において、防波堤の南側に消波ブロックが設置された。

区域 下記3地点を結ぶ線上付近（幅約6m）

- (1) 34-42-26.0N 135-20-01.5E (既設消波ブロック上)
- (2) 34-42-25.0N 135-20-02.7E
- (3) 34-42-25.3N 135-20-03.4E

海図 W1107 (JP共)  
出所 阪神港長



## ★5年62項 阪神港 — 尼崎西宮芦屋区、第2区 護岸築造工事

新川河口において、起重機船等による護岸築造工事が実施されている。

期 間 令和5年3月19日まで（予備日3月20日～3月24日）

区 域 下記7地点及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-43-16.4N 135-20-41.7E（岸線上）

(2) 34-43-15.6N 135-20-41.5E

(3) 34-43-13.7N 135-20-43.2E

(4) 34-43-13.3N 135-20-42.5E

(5) 34-43-12.9N 135-20-42.9E

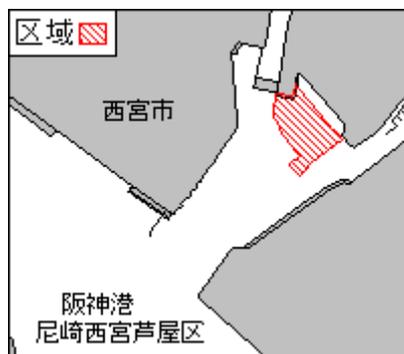
(6) 34-43-14.5N 135-20-45.6E（岸線上）

(7) 34-43-17.1N 135-20-42.9E（岸線上）

備 考 汚濁防止膜を設置  
鋼管矢板及び鋼矢板を打設  
警戒船を配備

海 図 W1107（JP共）

出 所 阪神港長



## ★5年63項 明石海峡付近 無線方位信号所等欠射

下記無線方位信号所（レーダービーコン）及びAIS信号所は浮標の全交換に伴い、一時欠射される。

1. 名 称 明石海峡航路中央AIS信号所（灯台表第1巻9633）（34-37.4N 135-00.6E）

期 間 令和5年2月26日（予備日2月27日～3月5日）

2. 名 称 洲本沖灯浮標付設のレーダービーコン（灯台表第1巻9063.5）（34-21.3N 135-00.5E）

洲本沖AIS信号所（灯台表第1巻9631）（34-21.3N 135-00.5E）

期 間 令和5年3月1日（予備日3月2日～7日）

備 考 第五管区海上保安本部沿岸域情報提供システムで提供される洲本沖灯浮標の気象情報（風向・風速・波高）及び明石海峡航路中央第2号灯浮標の気象情報（風向・風速）も一時休止される

海 図 W131（JP共）—W1143—W150A（JP共）

W150B—W106（JP共）—W100A

出 所 神戸海上保安部、五本部交通部

## ★5年64項 淡路島 — 沼島付近 魚礁設置作業

沼島付近において、起重機船による魚礁設置作業が実施される。

1. 期 間 令和5年3月1日～15日 日出～日没

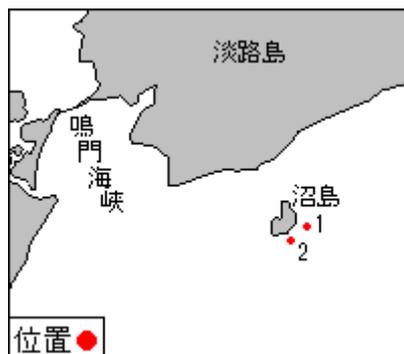
区 域 34-09-42N 134-50-19E 付近

2. 期 間 令和5年3月1日～10日のうち1日 日出～日没

区 域 34-09-12N 134-49-35E 付近

備 考 警戒船を配備

アンカー位置を示す浮標を設置  
海 図 W150C(JP共)  
出 所 五本部海洋情報部



## ★5年65項 淡路島 ー 室津港付近 魚礁設置作業

五管区水路通報4年40号502項関連

室津港付近において、ガット船等による魚礁設置作業が実施される。

期 間 令和5年3月1日～31日 日出～日没

区 域 34-30-44N 134-51-27E 付近

備 考 警戒船を配備

区域内に魚礁(5基)が設置される

海 図 W131(JP共)

出 所 五本部海洋情報部



【お知らせ】 和歌山県潮岬の沿岸域に推薦航路を設置します

英語、中国語、韓国語は下記 URL よりご確認ください。

英語 [https://www.kaiho.mlit.go.jp/syokai/soshiki/toudai/navigation-safety/en/pdf/shionomisaki\\_E.pdf](https://www.kaiho.mlit.go.jp/syokai/soshiki/toudai/navigation-safety/en/pdf/shionomisaki_E.pdf)

中国語 [https://www.kaiho.mlit.go.jp/syokai/soshiki/toudai/navigation-safety/cn/pdf/shionomisaki\\_C.pdf](https://www.kaiho.mlit.go.jp/syokai/soshiki/toudai/navigation-safety/cn/pdf/shionomisaki_C.pdf)

韓国語 [https://www.kaiho.mlit.go.jp/syokai/soshiki/toudai/navigation-safety/ko/pdf/shionomisaki\\_K.pdf](https://www.kaiho.mlit.go.jp/syokai/soshiki/toudai/navigation-safety/ko/pdf/shionomisaki_K.pdf)

JCG 海上保安庁

# 和歌山県 潮岬の沿岸域に

すい せん こう ろ

## “推薦航路” を設定します

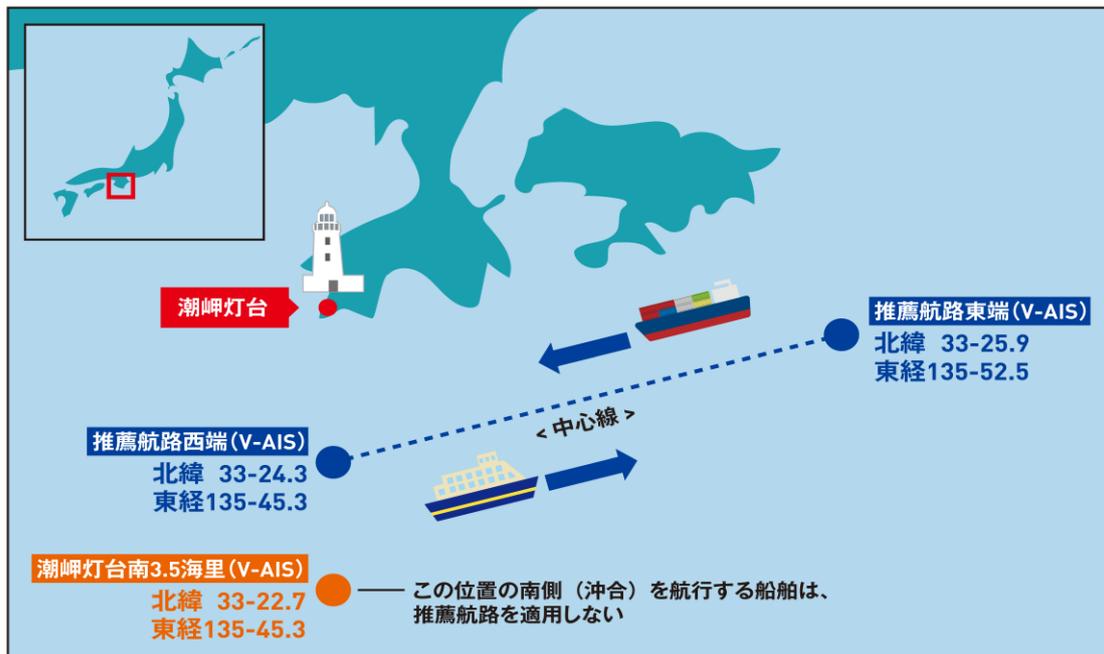
潮岬灯台の南3.5海里以内の海域を航行する船舶は、  
安全のため右側航行にご協力をお願いします。

開始日

2023年

6月1日

(日本時間09:00)



◆推薦航路とは、SOLAS 条約に基づき、国際海事機関が指定する航路のひとつです。

◆海図に、航路の中心線及び航行方向が表示されるほか、航路の西端位置、東端位置及び適用海域の範囲を示す位置に、**バーチャル AIS 航路標識 (V-AIS) のシンボルマーク**が表示されます。

◆水路通報により情報を入手して海図の更新をお願いします。

水路通報 HP <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUH0/tuho/nm.html>

問い合わせ

第五管区海上保安本部 交通部 航行安全課  
兵庫県神戸市中央区波止場町 1 番 1 号

☎ 078-391-6551

